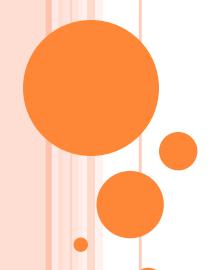
業務拡大に伴う統一講習会受講報告



医療法人邦友会 小田原循環器病院 岩崎 豊

セミナー名:

業務拡大に伴う統一講習会(神奈川県) <静脈注射講習会既修了者対象>

開催の背景

「地域における医療及び介護の総合的な確保を 推進するための法律の整備に関する法律」 等の改正により

医療従事者の業務範囲及び業務の実施体制の見直し

開催の目的

業務拡大に伴うチーム医療を円滑に推進する ための新たな教育が求められた

- ○医療専門職としての責任と役割
- ○医療全般における医療安全学
- 検査治療関連行為を安全かつ適切に行 うための教育(臨床解剖学、病態生理学、 臨床薬理学)

現場の対応(平成28年度新入学生)

診療放射線技師学校養成所指定規則の見直し

人体の構造と機能及び疾病の成り立ち 12単位→13単位

○医療安全管理学 新設1単位

現場の対応(平成28年度新入学生)

診療放射線技師学校養成所指定規則の見直し

○平成32年の国家試験から対応

現場の対応(既卒の診療放射線技師)

- ○法律・倫理に関する知識
- ○造影剤の血管内投与静脈路の抜針・止血に必要な知識・技能・態度
- 下部消化管検査に関する業務に必要な知識・ 技能・態度
- ●画像誘導放射線治療(image-guided radiotherapy:IGRT)に関する業務に必要な 知識・技能・態度)
- ○試験



医政医発0331第2号 平成27年3月31日

都道府県医務主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局医事課長 (公印省略)

診療放射線技師法及び臨床検査技師等に関する法律の一部改正の施行等について -

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)、「医療法施行令等の一部を改正する政令」(平成27年政令第46号)及び「診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成27年厚生労働省令第18

号)により、診療放射線技師及び臨床検査技師の業務範囲が見直され、本年4月 1日から施行されます。

これらの改正の内容については、「医療法施行令等の一部を改正する政令の公布について」(平成27年2月17日医政発0217第8号)等により、厚生労働省医政局長から都道府県知事宛てに通知されたところですが、これに関する留意事項は下記のとおりですので、貴職におかれましては、その内容を御了知いただくとともに、貴管下の市町村(特別区を含む。)、医療機関、審査支払機関、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

- 第一 診療放射線技師の業務範囲の見直しについて
 - (1) 新たな業務に関する留意事項

診療放射線技師の業務範囲に新たに追加される行為は、以下の3つであること。

① 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為(静脈路確保のためのものを除

- く。)、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為、当 該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為
- ② 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為、当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為
- ③ 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為、当該カテーテルから空気を吸引する行為

「造影剤を投与するために造影剤注入装置を操作する行為」とは、造影剤注入装置のスイッチを押す行為のみを指すものであること。

また、「造影剤を投与するために造影剤注入装置を操作する行為」においては、造影剤の血管からの漏出やアナフィラキシーショック等が生じる可能性があるため、診療放射線技師は、医師や看護師等の立会いの下に造影剤注入装置を操作するものであること。

(2) 新たな業務の研修に関する留意事項

診療放射線技師が新たな業務を行うに当たっては、法令により、研修の受講が義務付けられているものではないが、その養成課程において新たな業務に係る教育を受けていない診療放射線技師については、医療安全の確保の観点から、新たな業務を行うに先立って、公益社団法人日本診療放射線技師会が実施する研修を受ける必要があること。

また、当該研修における教育の内容は、別添1の表に掲げる内容以上とし、 同表に掲げる達成目標に到達する必要があること。

診療放射線技師の業務範囲に新たに追加される行為と注意点

- 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為(静脈路確保のためのものを除く。)、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為、当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為
- 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為、 当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為
- 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する 行為、当該カテーテルから空気を吸引する行為

診療放射線技師の業務範囲に新たに追加される行為と注意点

- ○造影剤の手押し注入は適用外
- oDIPとその抜針は適用外
- ○大腸CTのCO₂注入は適用外

現場の対応(既卒の診療放射線技師)

業務拡大に伴う統一講習会の実施

※受講は任意(義務化されていない)

○開催日時:平成28年2月20日(土)~21日(日)

o会 場:川崎市立川崎病院

○受講者数:20名



川崎市立川崎病院



受講開始にあたっての配布物

- ○名札シール
- ○説明書
- プログラム
- ○セミナー資料
- アンケート

業務拡大に伴う統一講習会 プログラム (南関東地域:神奈川)

公益社団法人 神奈川県放射線技師会 実施

会場: 川崎市立 川崎病院

〒210-0013 川崎市川崎区新川通 12-1 TEL: 044-233-5521 (代表)

平成28年2月20日(土)

時限	時間		内 容	
	13:50~14:00	10	オリエンテーション	
1	14:00~14:50	50	下部消化管 1	講義(DVD 聴講)
2	14:50~15:40	50	下部消化管 2	講義 (DVD 聴講)
3	15:50~16:40	50	下部消化管 3	講義 (DVD 聴講)
4	16:40~17:30	50	下部消化管 4	講義 (DVD 聴講)

平成28年2月21日(日)

	8:25~ 8:30	5	オリエンテーション	
5	8:30~ 9:20	50	IGRT1	講義 (DVD 聴講)
6	9:20~10:10	50	IGRT2	講義 (DVD 聴講)
7	10:20~11:10	50	IGRT3	講義(DVD 聴講)
8	11:10~12:00	50	法改正	講義 (DVD 聴講)
	12:00~13:00	60	昼休み	
9	13:00~14:00	60	BLS	実習
10	14:10~15:00	50	下部実習	実習
11	15:00~15:50	50	IGRT 実習	実習
12	16:00~17:50	50	確認試験	教験
	18:00~18:10	10	修了式	

講習内容

- I法改正
- Ⅱ 造影剤の血管内投与静脈路の抜針・止 血に必要な知識・技能・態度
- Ⅲ下部消化管検査
- IV IGRT
- V補記CT colonographyの手技と安全対策について

I 法改正 診療放射線技師及び臨床検査技師の業務範囲の見直し

- ○「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための 関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)
- ○「医療法施行令等の一部を改正する政令」(平成27年政令46号)
- ○「診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律 施行規則の一部を改正する省令」(平成27年厚生労働省令第18 号)
- 平成27年4月1日より施行

- Ⅱ造影剤の血管内投与静脈路の抜針・止血に必要な知識・技能・態度
- 1.薬剤(造影剤)に関する知識ー造影剤の薬物動態と副作用ー
- 2.合併症への対応一静脈注射の合併症ー
- 3.静脈注射と感染管理一静脈注射取扱い時の感染対策一
- ◆4.実習:一次救命処置(BLS)
- 5.実習:静脈注射(抜針と止血)

Ⅲ下部消化管検査

- ○1.患者の心理と接遇
- ○2.肛門及び直腸を含む下部消化管に関する解剖
- 3.バリウム、水溶性造影剤の薬理と造影剤および空気の注 入方法
- ○4.感染管理及び医療安全
- 5.実習:下部消化管検査におけるカテーテルの挿入と造影 剤、空気の注入

Ⅲ下部消化管検査



IV IGRT

- ○1.放射線治療における接遇、および感染管理・医療安全対策
- ○2.骨盤内臓器に関する解剖
- ○3.骨盤内臓器がんにたいするIGRT
- ○4.実習:IGRTにおけるカテーテルの挿入

まとめ

- 義務ではないが受講する必要がある。(事故時の過失責任が変わる?将来差別化につながる?)
- 受講制限がなくなり受けやすくなった(平成28年度中に1万人受講目標:日本診療放射線技師会)
- 業務を行うに当たっては施設からの十分な理解を得てから実施すること
- 平成32年までは開催予定



修了者バッヂ



ご清聴ありがとうございました

